



令和6年5月24日

各 位

会 社 名 カワセコンピュータサプライ株式会社
代表者名 代表取締役 川 瀬 啓 輔
(コード7851 東証スタンダード)
問合せ先 管理部長 糸 川 克 秀
(TEL 03—3541—2281)

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の役員退職慰労金制度の廃止及び
譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、対象取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給及び本制度に関する議案を令和6年6月26日開催予定の第69回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 対象取締役の役員退職慰労金制度の廃止

(1) 廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、本制度の導入とともに、対象取締役の役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

(2) 制度の廃止

本株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打切り支給について

対象取締役の役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する各対象取締役にについては、本株主総会において承認を得たうえで、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた役員退職慰労金を打切り支給いたします。支給の時期につきましては、各対象取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会により決定するものとします。

(4) 業績に与える影響

当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、本件が当社の 令和7年3月期の損益状況に及ぼす影響は軽微です。

2. 本制度の導入について

(1) 本制度の導入の目的

本制度は、当社の対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(3) 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は、②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間8万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額4千万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役が半数以上で構成される指名・報酬委員会にて協議の上、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはな

らないこと。

- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること。

3. その他

監査等委員である取締役（社外取締役を除く）に対してはその在任中の労に報いるため、引き続き役員退職慰労金制度を存続して参ります。

以上